

新校基本計画検討委員会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、新校基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、5人とする。

3 傍聴の手続等

- (1) 検討委員会の傍聴を希望する者は、傍聴申込書（様式1）を提出し、傍聴券（様式2）の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴の受付は、検討委員会の開会20分前から、検討委員会開催場所の入口前で行う。
- (3) 検討委員会の開会10分前において、検討委員会を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、受付を締め切り、抽選により傍聴人を決定の上、傍聴券を交付する。
なお、定員を超えていない場合は、定員に達するまで傍聴券を交付する。
- (4) 傍聴人は、当該傍聴券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 報道関係者の傍聴

上記2及び3の規定にかかわらず、報道機関に所属する者で委員長（新校基本計画検討委員会設置要綱第2条3項に規定する委員長を言う。以下同じ。）が特に認める者は、傍聴申込書（様式3）を提出し、傍聴券（様式4）の交付を受けて検討委員会を傍聴することができる。

5 入場

- (1) 傍聴人は、係員の指示に従い、入場しなければならない。
- (2) 傍聴人は、入場の際、係員に傍聴券を提示し、所定の傍聴席に着かなければならない。

6 入場の禁止

次の各号のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。

- (1) 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 掲示板、プラカードの類を携帯している者
- (3) ラジオ、拡声機、無線機の類を携帯している者

- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が傍聴を不相当と認める者

7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席では、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用しないこと。
- (4) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、検討委員会を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

8 傍聴人の退場

傍聴人は、検討委員会を公開しないこととする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

9 違反に対する措置

- (1) 委員長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。
- (2) 傍聴人は、委員長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

10 補則

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

様式 1

整理番号 _____

(宛先)

新校基本計画検討委員会委員長

新校基本計画検討委員会傍聴申込書

第 回新校基本計画検討委員会の傍聴を申し込みます。

なお、会議の傍聴の際は新校基本計画検討委員会傍聴要領を遵守します。

年 月 日

住所（市町村名のみ）

氏名

様式 2

整理番号 _____

第 回新校基本計画検討委員会傍聴券

令和 年 月 日

新校基本計画検討委員会委員長

- * 新校基本計画検討委員会傍聴要領を遵守してください。
- * お帰りの際は、この傍聴券を受付に返納してください。

様式 3

整理番号 報道一

(宛先)

新校基本計画検討委員会委員長

**新校基本計画検討委員会傍聴申込書
(報道関係者用)**

第 回新校基本計画検討委員会の傍聴を申し込みます。

なお、会議の傍聴の際は新校基本計画検討委員会傍聴要領を遵守します。

年 月 日

報道機関名

氏名

様式 4

整理番号 報道一

**第 回新校基本計画検討委員会傍聴券
(報道関係者用)**

令和 年 月 日

新校基本計画検討委員会委員長

- * 新校基本計画検討委員会傍聴要領を遵守してください。
- * お帰りの際は、この傍聴券を受付に返納してください。